

白指審第18号  
平成25年11月1日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市指定管理者選定審査会  
会長 手島 茂樹



指定管理者の候補者の選定について（答申）

平成25年8月23日付け白財第230号で諮問のありました  
このことについて、別紙のとおり答申します。





## 1. 指定管理者の候補者の選定について

平成25年8月23日付け白財第230号で諮問のあった6施設について、第1次審査、第2次審査（一部は省略）及び総合審査により公正かつ慎重に審査した結果、指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

番号	施設の名 称	指定管理者の候補者の名称等	指 定 期 間
1	白井市地域福祉センター	白井市復1123番地 社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 会長 岩本 忠司	平成26年4月 1日 ～ 平成31年3月31日
2	白井市民プール	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目8番17号 新鎌ヶ谷Fタワー503号室 株式会社 協栄 千葉支店 常務取締役支店長 山田 文夫	平成26年4月 1日 ～ 平成29年3月31日
3	白井市公民センター	東京都豊島区池袋三丁目1番2号 光文社ビル6F 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事 藤田 徹	平成26年4月 1日 ～ 平成29年3月31日
4	白井市白井駅前センター ・白井駅前公民館 ・白井駅前児童館 ・白井駅前老人憩いの家 (一括)	東京都豊島区池袋三丁目1番2号 光文社ビル6F 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事 藤田 徹	平成26年4月 1日 ～ 平成29年3月31日
5	白井運動公園	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 三幸 株式会社 代表取締役 橋本 有史	平成26年4月 1日 ～ 平成31年3月31日
6	白井コミュニティセンター 白井児童館 (一括)	白井市復1586番地の2 合同会社 しろい光夢辿 代表社員 築城 みゆき	平成26年4月 1日 ～ 平成29年3月31日

## 2. 審査方法等

当選定審査会は、6名の委員により、平成25年7月26日に第1回会議を開催し会議で審査手順を決定するなど本年度の審査に向け準備を行うとともに、市長からの諮問を受け8月30日、9月13日、9月20日、9月27日、10月1日、10月4日、10月11日及び10月29日の8回にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、現地視察を行い、施設の設置目的や運営状況等の把握に努めるとともに、各施設の設置管理条例が定める指定の基準に沿って、あらかじめ審査会で決定した審査手順、審査票により、市民サービスの向上を重点に経費の

節減効果を加味しながら、公正かつ慎重に審査を行いました。

申請にあたって、昨年度まで税関係の証明書の指示の仕方が施設によって違いがあったため今回から統一を図るとともに、人件費の内訳表についても非常勤職員の欄を設け、月間勤務日数や勤務時間を記載することによって、雇用保険や社会保険への加入の確認を。

具体的には、公募の4施設については、第1次審査で、各応募団体から提出のあった事業計画書の提案内容について、施設管理所管課から概要説明を受けたうえで、項目ごとに市が求めた内容を満たしているか、提案内容の実現可能性はあるか等を中心に審査を行うとともに、各応募者間の比較も行いながら公正でバランスの取れた審査に努めました。

また、他市等において指定管理者の経営破たんによる指定の解除・辞退等が見受けられるため、長期にわたり継続して安定的に管理を行える候補者を選定することが重要との認識から、特に各応募者の財務状況については、慎重に審査したところです。

第2次審査では、応募者からの概要説明の後ヒアリングを行い、第1次審査を補完する形で審査を行いました。

総合審査では、第2次審査までの審査結果を基に総合的な視点から審査結果の確認を行い、サービス等の最低基準点数、財務状況の最低基準点数を上回った団体を指定管理者の候補者として選定しました。

次に、一者指名の2施設については、応募者が現在の指定管理者であり、毎年の管理状況等についてもモニタリング結果報告を受けていること等から第2次審査を省略し、第1次審査に応募者の出席を求め、現在までの管理状況も踏まえヒアリングを実施し、慎重な審査に努めました。総合審査では総合的な視点から審査結果の確認を行い、その結果サービス等の最低基準点数及び財務状況の最低基準点数を上回ったことから、応募者を指定管理者の候補者として選定しました。

### 3. 総評

本年度の審査は、審査項目が多く審査に時間を要する複合施設2施設を含む6施設となりましたが、一者指名の施設が2施設、公募の4施設についても応募者が3施設でそれぞれ2団体、1施設で1団体と少なかったことから、審査に関する審査会については当初の予定より少ない8回の開催となりました。

応募団体については、現在、審査施設の指定管理者となっている団体や、他施設の指定管理者など、市内で実績のある団体が多かったことから、モニタリング結果報告など、現在までの管理状況等についても加味し、慎重な審査を行いました。

また、価格評価については、応募者の価格面での努力が評価されやすいように、昨年度から従来の減額率に着目した固定式の評価方法に、最低提案額に着目した変動式の評価方法を加えて評価を行っており、適切な候補者の選定が行えたものと考えています。

個別の審査結果・意見については、別添の指定管理者候補者選定審査票のとおりです。

そのほか、審査を通して明らかになった今後の主な課題や意見等を列記します。

- (1) 類似施設の運営実績に関する審査項目において新規参入の場合実績がないと得点が0点となり、他の審査項目と比較し大きな点差となります。

このことについては、募集にあたり募集要項に明記するなど応募団体に十分に説明をする必要があると考えます。

- (2) 提出された申請書類について、いくつか差替えが見受けられました。特に収支内訳書及び人件費内訳書については、指定管理料に影響があるため、事前の応募団体への説明の際に十分周知するとともに、市でも勤務シフト表の提出を必須として、十分な事前確認を行う必要があると考えます。

- (3) 労働関係法令の順守については、申請段階で誓約書の提出を義務付け、モニタリングの段階では、市の所管課職員による「業務の実施状況確認表」に基づく年2回の現地調査が行われていますが、適正な労働条件の実効性の確保に係る一連の業務は、専門知識を持った人材による調査が不可欠です。

このことから、モニタリングにおける社会保険労務士による労働条件の点検を行う取り組みが他自治体で進められています。

したがって、白井市においても社会保険労務士による「労働条件審査」の導入について他市の状況を参考に調査検討する必要があると考えます。

審査や募集のあり方については、上記のとおり検討・改善の余地があります。

審査会としましてもより適切な審査に努めて参りますので、市におきましても審査を通して明らかになった事項等についてさらに改善を進め、市民ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努められるよう要望します。

また、指定管理者による適切な管理運営が行われるよう、指定管理者の管理状況について注視してまいりたいと考えます。

白井市指定管理者選定審査会	会 長	手島	茂樹
〃	副会長	志村	善明
〃	委 員	武田	良昭
〃	委 員	中村	順子
〃	委 員	松山	豊
〃	委 員	宇井	隆浩

地域福祉センター指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者		
		社会福祉法人白井市社会福祉協議会		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本的方針について  (基準点数:5点×6人=30点)	38		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	37		
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	38		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	42		
	・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	38		
	・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	38		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	42		
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	43		
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	38		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・管理体制について (5点×6人=30点)	42		
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	38		
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	・関係法令について (5点×6人=30点)	39		
評価点数〔基準点数 12項目×5点×6人=360点〕		473		
<p><b>審査会の意見の概要</b></p> <p>地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種福祉情報の提供等を総合的に行うなど地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として、平成13年10月に設置され、設置当初から地域福祉の担い手である「白井市社会福祉協議会」が管理委託制度に基づき管理を行ってきたもので、平成18年度から指定管理者制度に移行した際も指定管理者として指名され、平成20年度の指定管理期間満了に伴い再指定を受け、現在まで管理を行ってまいりましたが、平成25年度で5年間の指定期間が満了することから、施設の設置目的と団体の設立趣旨が一致し、これまでも適切な管理を行ってきた「社会福祉法人白井市社会福祉協議会」が引き続き管理することが望ましいとして市から1者指名を受けて申請されたものです。</p> <p>審査会では、市がこれまでの管理者を継続して指名したものであることや管理状況について毎年度終了後に報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査により審査を行いました。</p> <p>その結果、当審査会は、サービス等の評価点数で市が最低必要としている基準点数を上回る「社会福祉法人白井市社会福祉協議会」を白井市地域福祉センターの指定管理者の候補者として決定しました。</p> <p>〔候補者の主な選定理由〕</p> <p>① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること</p> <p>② 地域福祉向上のための自主事業の提案から、施設の効用を発揮した管理が期待できること</p> <p>③ これまでの地域福祉センターの管理実績や管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること</p> <p>④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること</p>				

白井市民プール指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者		
		株式会社協栄 千葉支店		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	43		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	42		
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	44		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	43		
	・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	44		
	・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	45		
	・利用料金の額について (5点×6人=30点)	45		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	44		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	43		
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	51		
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	43		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・管理運営体制について (5点×6人=30点)	45		
	・職員等の研修計画について (5点×6人=30点)	44		
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	41		
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	・関係法令について (5点×6人=30点)	41		
サービス等の評価点数 [基準点数 15項目×5点×6人=450点]		658		

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料金の提案額について	21		
	[3施設一括] ・指定管理料金の妥当性・実現可能性について	37		
価格評価点数		58		

評価点数計	716		
-------	-----	--	--

審査会の意見の概要
<p>白井市民プールは、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、平成25年度で2回目の指定期間が満了することから募集が行われたものです。今回は、市民プールを今後どうしていくかを検討する期間として、指定期間を通常より短い3年とすることから、指定管理制度導入以前から管理を請け負っている事業者で、これまで管理運営上事故等はなく、安定した運営の実績がある「株式会社 協栄 千葉支店」が引き続き管理する事が望ましいとして、市から1者指名を受けて申請されたものです。</p> <p>審査会では、市がこれまで管理者を継続して指定したものであることや管理状況について毎年度終了後に報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査を行いました。</p> <p>その結果、当審査会は、サービス等の評価点数で高い評価を得て、市が最低必要としている基準点数を上回る「株式会社 協栄 千葉支店」を白井市民プールの指定管理者の候補者として決定しました。</p> <p>〔候補者の主な選定理由〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること</li> <li>② 売店や各種教室など自主事業の提案や利用促進の提案などから、施設の効用を発揮した管理が期待できること</li> <li>③ 白井市民プールや多くの類似施設を管理している実績、団体の財務状況、管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること</li> <li>④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること</li> </ol>

公民センター指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		特定非営利活動法人ワーカーズコープ			B
(1)事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	(公民センター) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人=30点)	42			(24)
	(児童室) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人×30点)	42			(25)
(1)事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	(公民センター) ・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	41			(25)
	(児童室) ・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	41			(24)
	(公民センター) ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数 5点×6人=30点)	43			(20)
	(児童室) ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数 5点×6人=30点)	42			(20)
(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。 (効用発揮)	(公民センター) ・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	43			(29)
	(児童室) ・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	43			(29)
	(2施設一括) ・緊急時の対応について (基準点数 5点×6人=30点)	41			(16)
	(公民センター) ・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	43			(21)
	(児童室) ・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	43			(21)
(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	(2施設一括) ・管理運営経費の節減方法について (基準点数 5点×6人=30点)	39			(15)
(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(効用発揮)	(児童室) ・利用料金の額について (基準点数 5点×6人=30点)	30			(35)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。 (物的要件)	(2施設一括) ・申請者について (基準点数 5点×6人=30点)	42			(13)
	(2施設一括) ・類似施設の運営実績について (基準点数 5点×6人=30点)	46			(0)
	(2施設一括) ・市内での市民活動の実績及びその活用について (基準点数 5点×6人=30点)	36			(34)

公民センター指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		特定非営利活動法人ワーカーズコープ			B
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。(人的要件)	(2施設一括) ・管理体制について (基準点数 5点×6人=30点)	40			(27)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。(物的要件)	(2施設一括) ・施設、設備の維持管理について (基準点数 5点×6人=30点)	41			(25)
(4)関係法令を順守するものであること(個人情報保護)	(2施設一括) ・個人情報の保護について (基準点数 5点×6人=30点)	39			(29)
(4)関係法令を順守するものであること(その他の関係法令等)	(2施設一括) ・関係法令について (基準点数 5点×6人=30点)	29			(30)
サービス等の評価点数(基準点数20項目×5点×6人=600点)		806			(462)

(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	(2施設一括) ・指定管理料の提案額について	1.2			(30)
	(2施設一括) ・指定管理料の妥当性、実現可能性について	45			(33)
価格評価点数		46.2			(63)

総評価点数	852.2			(525)
-------	-------	--	--	-------

審査会の意見の概要
<p>公民センター・勤労青少年ホームは平成20年度に指定管理に移行し、平成25年度で2回目の指定期間が満了になるため公民センターとして、公募により指定管理者の募集が行われたものです。</p> <p>なお、公民センターについては、勤労青少年ホームが平成25年度までで廃止され、コミュニティ施設として公民センター単独の募集を行いました。</p> <p>審査会では、応募のあった2団体について第1次審査を行ったところ、サービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている評価基準(以下「最低評価基準」という。)を上回った1団体について、第2次審査及び総合審査を行いました。</p> <p>その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回った「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」を公民センターの指定管理者の候補者として決定しました。</p> <p>(候補者の主な選定理由)</p> <p>① 管理運営の基本方針や公民センターのサービス向上の提案から公の施設としての設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。</p> <p>② 公民センターの自主事業の提案をはじめ、緊急時の対応の提案などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること。</p> <p>③ 現在、当該施設の指定管理者であり、西白井複合センターをはじめ、類似施設の管理運営実績も豊富で安定した施設管理を行う能力を有していると認められること。</p> <p>④ 指定管理料の提案額に対する事業の実現可能性について応募団体中最も高い得点であり、管理運営費についても人員配置や省エネルギー化等経費節減効果が認められること。</p> <p>⑤ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること。</p> <p>【付帯意見】</p> <p>候補者となった特定非営利活動法人ワーカーズコープは、現在当該施設の指定管理者として管理運営を行っており、引き続き市内の施設3施設の管理運営を担うこととなりますので、画一的なサービスとならないよう地域特性に応じた管理運営を行うとともに、これまでの経験を生かし、より一層のサービス向上に努められるよう要望します。</p>

\* 申請団体Bについては、第2次審査を実施していないため、第1次審査までの点数を参考に( )書きで示しています。

白井駅前センター(白井駅前児童館・白井駅前老人憩いの家・白井駅前公民館)指定管理者候補者選定審査票

1/2

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	その他の団体		
		特定非営利活動法人 ワーカーズコープ				
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	[複合施設] ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	42				
	[公民館] ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	41				
	[児童館] ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	42				
	[老人憩いの家] ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	42				
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	[公民館] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	42				
	[児童館] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	42				
	[老人憩いの家] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	41				
	[公民館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	43				
	[児童館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	41				
	[老人憩いの家] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	41				
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	[公民館] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	43				
	[児童館] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	44				
	[老人憩いの家] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	44				
	[3施設一括] ・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	44				
	[公民館] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	41				
	[児童館] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	41				
	[老人憩いの家] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	41				
	[3施設一括] ・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	41				
	[公民館] ・利用料金の額について (5点×6人=30点)	40				
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・申請者について (5点×6人=30点)	41				

白井駅前センター(白井駅前児童館・白井駅前老人憩いの家・白井駅前公民館)指定管理者候補者選定審査票

2/2

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	その他の団体		
		特定非営利活動法人 ワーカーズコープ				
(3)事業計画書に沿った管理を安定して 行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	46				
	[3施設一括] ・市内での市民活動の実績及びその活用 について (5点×6人=30点)	38				
	[3施設一括] ・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	41				
(3)事業計画書に沿った管理を安定して 行う能力を有するものであること (人的要件)	[3施設一括] ・管理体制について (5点×6人=30点)	40				
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[3施設一括] ・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	41				
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	[3施設一括] ・関係法令について (5点×6人=30点)	38				
サービス等の評価点数 [基準点数 26項目×5点×6人=780点]		1,081				
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効 用を最大限に発揮させ、かつ、効率的 な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料の提案額について	28.2				
	[3施設一括] ・指定管理料の妥当性・実現可能性について	51				
価格評価点数		79.2				
評価点数 計		1,160.2				
審査会の意見の概要						
<p>白井駅前センターについては、平成21年度から指定管理制度に移行し平成25年度で指定期間が満了になるため公募により指定管理者の募集が行われたものです。</p> <p>審査会では、応募のあった1団体について第1次審査を行い、サービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている基準点数を上回った1団体を第1次審査通過団体とし、第2次審査・総合審査を行いました。 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回った「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」を白井駅前センターの指定管理者の候補者として決定しました。</p> <p>【候補者の主な選定理由】</p> <p>① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること</p> <p>② 中高生の居場所づくりや子育て支援などの自主事業の提案をはじめ、利用促進方法、利用料金減額の提案などから、施設の効用を発揮させた効率的な管理が期待できること</p> <p>③ 現在、当該施設の指定管理者であり西白井複合センターをはじめとして多くの指定管理業務の実績があり、安定した管理を行う能力を有していると認められること</p> <p>④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること</p> <p>【付帯意見】</p> <p>候補者となった特定非営利活動法人ワーカーズコープは、現在当該施設の指定管理者として管理運営を行っており、引き続き市内の施設3施設の管理運営を担うこととなりますので、画一的なサービスとならないよう地域特性に応じた管理運営を行うとともに、今までの経験を生かし、より一層のサービス向上に努められるよう要望します。</p>						

白井運動公園指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	
		三幸 株式会社	B		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	44	43		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	44	41		
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	43	39		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	42	45		
	・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	42	42		
	・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	46	43		
	・利用料金の額について (5点×6人=30点)	37	40		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	39	39		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	44	43		
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	47	47		
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	43	40		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・管理運営体制について (5点×6人=30点)	40	41		
	・職員等の研修計画について (5点×6人=30点)	43	43		
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	42	42		
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	・関係法令について (5点×6人=30点)	40	41		
サービス等の評価点数 [基準点数 15項目×5点×6人=450点]		636	629		

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料金の提案額について	25.2	13.8		
	[3施設一括] ・指定管理料金の妥当性・実現可能性について	38	40		
価格評価点数		63.2	53.8		

評価点数 計		699.2	682.8		
--------	--	-------	-------	--	--

**審査会の意見の概要**

白井運動公園については、平成21年度からはサービス向上と経費節減効果が期待される指定管理者制度に移行し、平成25年度で指定期間が満了するため、公募により指定管理者の募集が行われたものです。

審査会では、応募のあった2団体について第1次審査を行い、全ての団体でサービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている基準点数を上回ったことから、全団体について第2次審査・総合審査を行いました。「三幸株式会社」については、第1次審査後に臨時職員の人件費積算誤りが確認されたため指定管理料の金額が減額訂正されました。ただし、指定管理料金の提案額の評価点数については、変更せず第2次審査を行いました。

その結果、当審査会は、サービス等の評価点数に価格評価点数を加えた評価点数の合計が2団体の中で最も高い「三幸株式会社」を白井運動公園の指定管理者の候補者として決定しました。

また、第2順位として決定した1団体は、市が最低限必要としている基準点数を上回っており、団体の財務状況や類似施設の運営実績などから、当該施設の指定管理者の候補者になりうる十分な能力を有していると判断しました。

**〔候補者の主な選定理由〕**

- ① 市民サービスの向上方法の提案から、市民サービスの向上が期待できること
- ② 多様な自主事業の提案や利用促進の提案などから、施設の効用を発揮した管理が期待できること
- ③ 多くの類似施設を管理している実績や団体の財務状況、施設、設備の維持管理の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待されるとともに、指定管理料の額の提案から経費節減効果が期待できること

**〔付帯意見〕**

応募のあった2団体については、サービス等の評価で市の求める基準を大きく上回る結果となっており、いずれの団体も候補者として十分な資格を有していると判断される中、候補者となった三幸株式会社は、一定のサービス水準を確保しつつ、経費節減にも積極的に取り組む計画が評価されたもので、限られた経費の中でより効率的な管理を行い、さらに高いサービスが提供されるよう候補者の努力を期待します。

白井コミュニティセンター・白井児童館指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		合同会社 しろい光夢迪	B		
事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。（平等利用・公共性）	(コミュニティセンター) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人=30点)	41	35		
	(児童館) ・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人×30点)	40	35		
事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。（サービス向上）	(コミュニティセンター) ・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	42	33		
	(児童館) ・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	42	31		
	(コミュニティセンター) ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数 5点×6人=30点)	39	35		
	(児童館) ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数 5点×6人=30点)	38	34		
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。（効用発揮）	(コミュニティセンター) ・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	45	33		
	(児童館) ・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	43	30		
	(2施設一括) ・緊急時の対応について (基準点数 5点×6人=30点)	40	36		
	(コミュニティセンター) ・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	43	33		
	(児童館) ・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	43	31		
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。（経費節減）	(2施設一括) ・管理運営経費の節減方法について (基準点数 5点×6人=30点)	43	32		
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。（効用発揮）	(コミュニティセンター) ・利用料金の額について (基準点数 5点×6人=30点)	37	36		
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。（物的要件）	(2施設一括) ・申請者について (基準点数 5点×6人=30点)	38	38		
	(2施設一括) ・類似施設の運営実績について (基準点数 5点×6人=30点)	40	0		
	(2施設一括) ・市内での市民活動の実績及びその活用について (基準点数 5点×6人=30点)	25	36		

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		合同会社 しろい光夢辿	B		
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。(人的要件)	(2施設一括) ・管理体制について (基準点数 5点×6人=30点)	40	34		
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。(物的要件)	(2施設一括) ・施設、設備の維持管理について (基準点数 5点×6人=30点)	36	36		
関係法令を順守するものであること。(個人情報保護)	(2施設一括) ・個人情報の保護について (基準点数 5点×6人=30点)	34	34		
関係法令を順守するものであること。(その他の関係法令等)	(2施設一括) ・関係法令について (基準点数 5点×6人=30点)	35	35		
サービス等の評価点数(基準点数20項目×5点×6人=600点)		784	647		

事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	(2施設一括) ・指定管理料の提案額について	3.6	45		
	(2施設一括) ・指定管理料の妥当性、実現可能性について	39	42		
価格評価点数		42.6	87		

総評価点数	826.6	734		
-------	-------	-----	--	--

審査会の意見の概要
<p>白井コミュニティセンターは平成23年6月のオープンから、白井児童館についても平成23年4月に直営で再開後、平成23年6月から複合施設として指定管理者制度に移行し、平成25年度で指定管理期間が満了となるため、公募により指定管理者の募集が行われたものです。</p> <p>審査会では、応募のあった2団体について第1次審査を行ったところ、サービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている評価基準（以下「最低評価基準」という。）を上回った2団体について、第2次審査及び総合審査を行いました。</p> <p>その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最も高かった「合同会社しろい光夢辿」を白井コミュニティセンター・白井児童館の指定管理者の候補者として決定しました。</p> <p>また、第2順位の候補者として選定した1団体は、最低評価基準を上回っており、事業計画書の提案内容や団体の財務状況などから、当該施設の候補者になりうる能力を有しているものと判断しました。</p> <p>(候補者の主な選定理由)</p> <p>① 管理運営の基本方針や白井コミュニティセンター、白井児童館のサービス向上の提案から公の施設としての設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。</p> <p>② 白井コミュニティセンター、白井児童館の自主事業の提案をはじめ利用料金の減額の提案などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること。</p> <p>③ 現在、当該施設及び桜台センターの指定管理者であり、団体の財務状況、管理体制の提案などから安定した施設の管理能力を有していると認められ、利用促進なども期待できること。</p> <p>④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること。</p>

1. 第1回会議《平成25年7月26日(火)》出席委員 5名
  - (1) 非公募施設の審査方法について
  - (2) 審査手順の決定
  - (3) 今後のスケジュール確認
  - (4) 審査予定施設の現地視察（地域福祉センター）
  
2. 第2回会議《平成25年8月30日(金)》出席委員 6名
  - (1) 諮問文の配布
  - (2) 募集・申請状況の報告
  - (3) 審査票の決定（当日審査分）
  - (4) 地域福祉センター指定管理者の候補者の選定（第1次審査・総合審査）
  - (5) 今後のスケジュール確認
  - (6) 審査予定施設の現地視察（白井コミュニティセンター・白井児童館）
  
3. 第3回会議《平成25年9月13日(金)》出席委員 6名
  - (1) 審査票の決定（当日審査分）
  - (2) 白井コミュニティセンター・白井児童館指定管理者の候補者の選定（第1次審査）
  - (3) 白井コミュニティセンター・白井児童館の第1次審査通過団体の決定
  - (4) 今後のスケジュール確認
  - (5) 審査予定施設の現地視察（白井駅前センター）
  
4. 第4回会議《平成25年9月20日(金)》出席委員 6名
  - (1) 審査票の決定（当日審査分）
  - (2) 白井駅前センター指定管理者の候補者の選定（第1次審査）
  - (3) 白井駅前センターの第1次審査通過団体の決定
  - (4) 今後のスケジュール確認
  - (5) 審査予定施設の現地視察（白井市民プール、公民センター、白井運動公園）
  
5. 第5回会議《平成25年9月27日(金)》出席委員 6名
  - (1) 審査票の決定（当日審査分）
  - (2) 白井市民プール指定管理者の候補者の選定（第1次審査・総合審査）
  - (3) 今後のスケジュール確認
  
6. 第6回会議《平成25年10月1日(火)》出席委員 6名
  - (1) 審査票の決定（当日審査分）
  - (2) 公民センター指定管理者の候補者の選定（第1次審査）
  - (3) 公民センターの第1次審査通過団体の決定
  - (4) 今後のスケジュール確認

7. 第7回会議《平成25年10月4日(金)》出席委員 6名

- (1) 審査票の決定(当日審査分)
- (2) 白井運動公園指定管理者の候補者の選定(第1次審査)
- (3) 白井運動公園の第1次審査通過団体の決定
- (4) 今後のスケジュール確認

8. 第8回会議《平成24年10月11日(金)》出席委員 6名

- (1) 白井コミュニティセンター・白井児童館指定管理者の候補者の選定(第2次審査)
- (2) 白井駅前センター指定管理者の候補者の選定(第2次審査)
- (3) 白井コミュニティセンター・白井児童館指定管理者の候補者の選定(総合審査)
- (4) 白井コミュニティセンター・白井児童館指定管理者の候補者の選定(総合審査)
- (5) 答申について
- (6) 今後のスケジュール確認

9. 第9回会議《平成25年10月29日(火)》出席委員 6名

- (1) 公民センター指定管理者の候補者の選定(第2次審査)
- (2) 白井運動公園指定管理者の候補者の選定(第2次審査)
- (3) 公民センター指定管理者の候補者の選定(総合審査)
- (4) 白井運動公園指定管理者の候補者の選定(総合審査)
- (5) 答申について
- (6) 今後のスケジュール確認

10. 第10回会議《平成25年11月1日(金)》出席委員 6名

- (1) 答申について

11. 答 申《平成25年11月1日(金)》